

## 小児慢性特定疾病重症患者認定基準

- ① すべての疾病に関して、下記に掲げる症状のうち、1つ以上が長期間（おおむね6ヵ月以上）継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象部位	症状の状態	具体例
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの	視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの 又は視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の用を全く廃したもの
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の全ての指を基部から欠いているもの
		両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの
一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの	
	一上肢の用を全く廃したもの	
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢の用を全く廃したもの
	両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1 歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの	1 歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもできないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項(眼の項及び聴器の項を除く)の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの
		四肢の機能に相当程度の障害を残すもの

- ② ①に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移または再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析または腹膜透析(CAPD(持続携帯腹膜透析)を含む)を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理または挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理または酸素療法を行っているもの
先天性代謝疾患	知能指数が 20 以下、または 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数が 20 以下、または 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理または挿管を行っているもの
皮膚疾患	発達・知能指数が 20 以下、または 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
染色体または遺伝子に変化を伴う疾患群	上記の項目のいずれかに該当するもの
骨系統疾患	気管切開管理もしくは挿管を行っているものまたは 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理もしくは挿管を行っているものまたは 1 歳以上の児童において寝たきりのもの